

厚木市市税条例の一部改正の骨子に対するパブリックコメント
実施結果について

1 意見募集期間

令和5年9月1日（金）から令和5年10月2日（月）まで

2 意見の件数等

意見等はありませんでした。

3 お問合せ先

- (1) 担当課名 財務部資産税課
- (2) 連絡先 046-225-2031

4 結果公開日

令和5年11月7日 公開

【概要】 地方税法等の一部改正に伴う市税条例の改正内容

(1) 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税額の減額措置の創設

➤ 厚木市市税条例改正箇所 附則第 11 項第 2 号

1 地方税法の改正内容

地方税法等の一部改正に伴い、固定資産税の特例措置について、地方公共団体が地域の実情に対応した政策を展開できるように判断し、条例制定できるようにする仕組み「地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）」に対象資産が追加創設された。

具体的には、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 149 号）に規定する管理計画認定マンション等一定の要件を満たすマンションのうち、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を行ったマンションに係る翌年度の固定資産税額について、3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に相当する額を減額する措置が創設されたもの。

2 市税条例の改正内容

高経年マンションが増加している中、居住者の高齢化に伴う経済的負担力の低下や修繕工事費の上昇等による資金不足による状況からマンション管理の適正化を後押しするため、法律の範囲内で最大限の特例割合を採用するもの。

改正後	改正前
(2) 法附則第 15 条第 14 項、第 25 項第 1 号、第 33 項及び第 15 条の 9 の 3 第 1 項にあつては、2 分の 1	(2) 法附則第 15 条第 15 項、第 26 項第 1 号及び第 34 項にあつては、2 分の 1

※ 条項ずれも併せて改正。

3 適用関係

- 施行年月日 公布の日
- 適用年度分 令和 6 年度分課税から

(2) 固定資産税等の課税標準の特例等を定めた規定の引用条項の移動に対応するための改正

- 厚木市市税条例改正箇所 附則第 11 項見出し、各号列記以外の部分、第 1 号、第 2 号、第 4 号、附則第 12 項各号列記以外の部分及び第 5 号

1 地方税法の改正内容

令和 5 年度に地方税法等の一部改正に伴う規定の整理が講じられた。

2 市税条例の改正内容

令和 5 年度の地方税法等の一部改正により引用法令が条項ずれしたことに伴い条例の一部を改正するもの。

改正後	改正前
<p>(法附則第 15 条、第 15 条の 8 及び第 15 条の 9 の 3 の条例で定める割合)</p> <p>11 法附則第 15 条、第 15 条の 8 及び第 15 条の 9 の 3 に規定する市町村の条例で定める割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 法附則第 15 条第 2 項第 1 号、第 25 項第 3 号及び第 32 項にあつては、3 分の 1</p> <p>(2) 法附則第 15 条第 14 項、第 25 項第 1 号、第 3 項及び第 15 条の 9 の 3 第 1 項にあつては、2 分の 1</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 法附則第 15 条第 25 項第 2 号にあつては、1 2 分の 7</p> <p>(5) 略</p> <p>(耐震基準適合家屋に対して課する固定資産税の減額の手続)</p> <p>12 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 17 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 123 号)第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が地方税法施行令附則第 12 条第 19 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 施行規則附則第 7 条第 17 項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 略</p>	<p>(法附則第 15 条及び第 15 条の 8 の条例で定める割合)</p> <p>11 法附則第 15 条及び第 15 条の 8 に規定する市町村の条例で定める割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 法附則第 15 条第 2 項第 1 号、第 26 項第 3 号及び第 33 項にあつては、3 分の 1</p> <p>(2) 法附則第 15 条第 15 項、第 26 項第 1 号及び第 34 項にあつては、2 分の 1</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 法附則第 15 条第 26 項第 2 号にあつては、1 2 分の 7</p> <p>(5) 略</p> <p>(耐震基準適合家屋に対して課する固定資産税の減額の手続)</p> <p>12 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 13 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 123 号)第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が地方税法施行令附則第 12 条第 19 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 施行規則附則第 7 条第 13 項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 略</p>

3 適用関係

- 施行年月日 公布の日
- 適用年度分 令和 6 年度分課税から